

臨時休業期間の延長及び家庭での過ごし方等について

新型コロナウイルス感染症対策に各ご家庭においてご対応いただき、ありがとうございます。

国が新型コロナウイルス感染症に伴う「緊急事態宣言」を全都道府県に発令していることや三重県での感染状況を踏まえ、子どもたちの命と健康を最優先に考え、子どもたち等への感染拡大防止のための措置として、全ての市立小・中・義務教育学校及び幼稚園において、臨時休業期間を5月31日（日）まで延長するとの連絡が津市教育委員会より届きました。なお、臨時休業が延長になった場合も5月7日（木）は、授業日とすることとなっていました、5月7日（木）の授業日は取り止めとなります。

休業期間中は子どもたち一人一人の家庭学習の状況を把握し、学校再開後の指導につなげていくために、今後も、学校の児童用靴箱等を活用した家庭学習等のやり取りを実施するとともに、必要に応じて電話連絡等で学習状況の確認をしてまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

津市立南が丘小学校